

※「わや便り準備0号」に掲載したものを再掲しました。

今日までの活動とこれから

これまで、障がい児の療育や在宅支援の活動を行ってきた親たちが集まって、子どもの自立や住まいや暮らしについて話し合ったのが、平成28年の9月でした。子どもたちの将来を考えたとき、今、何をすべきなのかという話になり、自ずと「住まいや暮らしの場(グループホーム)が必要だ」ということになりました。そうした親が他の親や福祉関係者、住民有志に呼びかけて、「グループホームを作る会」(以下、「作る会」)を結成したのは同年10月です。



障がい者のグループホームは、紀北地域の場合、とても少なく、他地域のグループホームを利用するために、地元を離れている人たちも沢山おります。また、日中活動系事業所などを利用している人たちにとっても、親亡き後の暮らしを考えると不安になるという声も多く聞きます。

「作る会」では、障がい者が地域で暮らす意味や社会参加、福祉サービスや障害者と健常者の関係・支援の在り方など、勉強をしてきました。そしてグループホームの設立のために必要なこととして、①法人格 ②建設のための土地 ③建設のための自己資金が必要なおことがわかり、早速、行動を起こしました。

①の法人格については、平成29年8月、特定非営利活動法人(以下、NPO法人)を設立しました。

②の建設地についても、保護者や役員、ボランティア、住民有志の寄付により、同年11月尾鷲市向井地区に取得し、平成30年2月から造成工事をはじめました。

以上が、今日までの活動の概要です。今後は、③の建設費の確保に向けて活動を行うこととなります。

建設費には、公的な助成金(現在、申請中)と残りを、金融機関から借りることとなります。その償還と今後の運営のベースは、「障害者総合支援法」による給付費、家賃収入等によってまかなうこととなります。しかし、まず立ち上げるグループホームの運営はもとより、その後展開していこうとする事業は、“どのような障がいの人たちも地域で普通に暮らすことができるように支援する”という困難な課題への挑戦で、今の制度基準以上の人員の配置等が必要になってきます。

私たちの活動は、多くの人たちの励まし、評価、ボランティア活動、資金援助などがあった、成し遂げることができるものだと思います。

どうかご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。